別記様式第３号(第３条関係)

日高村お試し移住体験住宅使用契約書

(長期滞在者用)

(目　的)

第1条　この契約書は、日高村(以下「甲」という)が管理する日高村お試し滞在施設(夢団地)(以下「施設」という)において、使用者(以下「乙」という)が行う施設使用に関し必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条　本契約の対象となる施設は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　称 | 位　　　　置 |
| 夢団地お試し移住体験住宅 | 日高村本村24-1　夢団地５号棟 |

(使用料の支払い)

第3条　乙は、使用料金　月額28,000円を納付書に定められた期日までに、甲に支払わなければならない。

(使用者の範囲)

第4条　使用者の範囲は、乙のみとする。

(光熱水費の負担)

第5条　施設で使用される光熱水費については、乙の負担とする。

(契約期間)

第6条　本契約期間は　　年　　月　　日　　から　　　年　　月　　日までとする。

(契約の解除)

第７条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　(1)　甲が利用の許可を取り消した時

　(2)　乙がやむを得ない理由により使用取り消しを申し出た時

　(3)　乙が契約違反をした時

　(4)　乙が暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団であることが認められた時

　(5)　乙が周辺住民に迷惑を及ぼす等、使用者として適当でないと認めた時

(使用料の還付)

第8条　契約が解除されたとき、乙が納めた使用料金は還付しない。ただし、各号のいずれかに該当するときは、甲はその全部または一部を還付することができる。

　(1)　天災その他乙の責めに帰さない理由により、施設が使用できなくなった時

　(2)　乙のやむを得ない理由により使用の取消(月単位とする)をする場合で、その3か月前までに取消を申し出た時

　(3)　その他甲が相当の理由と認めた時

(貸付条件)

第9条　乙は、条例・同条例施行規則その他施設使用に関する諸規定を遵守しなければならない。

2　乙は次の各号に揚げる行為をしてはならない。

　(1)　公の秩序又は善良な風紀をみだすこと

　(2)　施設を汚損し、損傷または滅失すること

　(3)　施設の使用権利を譲渡し、または転貸すること

　(4)　施設において建物並びに撤去不能の植物及び工作物を設置すること

　(5)　騒音、悪臭、振動により、周辺住民に迷惑を及ぼすこと

　(6)　動物(身体障害者補助犬を除く)を飼育すること

(施設の維持補修)

第11条　甲は、契約の期間において、施設の維持補修の責めは負わない。ただし、甲が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(原状回復)

第10条　乙は第8条の規定により契約を解除されたとき又は契約の期間が満了したときは、甲の指示に従い乙の負担により施設を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が現状のまま返還することを認めた場合はこの限りでない。

2　乙は、前項の規定により施設を原状に復したときは、甲の立入検査を受けなければならない。

(損害賠償等)

第11条　乙は故意又は過失により施設を汚損し、損傷し又は滅失したときは直ちにこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(信義誠実の義務)

第12条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第13条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　住　所　高岡郡日高村本郷61-1

氏　名　日高村長　戸梶　眞幸　　　㊞

乙　　　　 住　所

　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞